貸与額

(36月)

	X	分	貸与月額	標準貸与総額
高等学校等奨学金	国公立	自 宅	18,000円	648,000円
			14,000円	504,000円
			9,000円	324,000円
		自宅外	23,000円	828,000円
			18,000円	648,000円
			12,000円	432,000円
	私立	自 宅	30,000円	1,080,000円
			23,000円	828,000円
			15,000円	540,000円
		自宅外	35,000円	1,260,000円
			27,000円	972,000円
			18,000円	648,000円
支	国公立	1回のみの 貸与額	50,000円	50,000円
度金	私立		100,000円	100,000円
修	国内	1回のみの 貸与額	160,000円	160,000円
修学校			80,000円	80,000円
旅行	海外		220,000円	220,000円
費			110,000円	110,000円
通	割引運賃が 7,000円以上		3,000円	108,000円
	割引運賃が10,000円以上		5,000円	180,000円
学費	割引運賃が20,000円以上		10,000円	360,000円
	割引運賃が30,000円以上		15,000円	540,000円

	X	分	貸与月額	標準貸与総額
	国公立	自 宅	39,000円	1,872,000円
	大学・短大	自宅外	43,000円	2,064,000円
大	私立	自 宅	46,000円	2,208,000円
学		(短大)	45,000円	1,080,000円
7		自宅外	54,000円	2,592,000円
		(短大)	51,000円	1,224,000円
	国公立	自 宅	50,000円	2,400,000円
伊		自宅外	56,000円	2,688,000円
藤	私立	自 宅	59,000円	2,832,000円
	TA V	自宅外	69,000円	3,312,000円

(48月)

※返還については標準的な事例です。 貸与総額を下表に当てはめ、返還額を算出します。



返還額

貸与を受けた奨	学金の総額	半年賦の返還額	月賦の返還額
	100,000円以下	10,000円	月賦の額は半年賦額の 6分の1以上の額とする。
100,000円を超え	200,000円以下	15,000円	
200,000円を超え	300,000円以下	20,000円	
300,000円を超え	500,000円以下	25,000円	
500,000円を超え	700,000円以下	30,000円	
700,000円を超え	800,000円以下	35,000円	
800,000円を超え	1,000,000円以下	40,000円	
1,000,000円を超え	1,200,000円以下	45,000円	
1,200,000円を超え	1,400,000円以下	50,000円	
1,400,000円を超え	1,600,000円以下	55,000円	
1,600,000円を超え	2,000,000円以下	60,000円	
2,000,000円を超え	2,600,000円以下	65,000円	
2,600,000円を超える	2,600,000円を超えるもの		

令和 7 年度

奨学金ガイド

公益財団法人 大分県奨学会



問合せ先

〒870-8503 大分市府内町3丁目10番1号 県庁舎別館8階

TEL / 097-506-5620

FAX / 097-533-7484

E-mail / syogaku@po.d-b.ne.jp URL / https://oita-syogaku.com/



申込み資格・時期

●保護者等が県内に住所を有する者







高 校

②優秀で勉学意欲がありながら経済的理由により修学が困難な者

③高等学校等、高等専門学校、専修学校「高等課程」に在学又は

高等学校等 奨学金

入学支度金

修学旅行費等 奨学金

4 修学旅行に

おける必要経

費の支弁が困

難と認められ

る者

通学費等

奨学金

61か月の诵学

行する交通機関

の割引運賃)が

7.000円以上に

通学することが

困難な白宅外通

学者を含む)

- ②優秀な資質を有しているが、 経済的な理由により修学困
- ③学校教育法第1条に規定す る大学に在学又は進学を希

[家計の基準]

進学予定の者

保護者の所得金額が当奨学会 の定める基準額以下であること

[学力の基準]

中学校又は高等学校等におけ る学力評定平均値が定められ た値以上

但し、次の世帯の生徒は学力 の基準を適用しない

- 生活保護世帯
- 市町村民税が非課税又は減 免世帯
- 保護者の年間の全収入が生 活保護世帯の基準額の1.5 倍以下

「家計の基準]

次のいずれかであること

- 生活保護世帯
- 市町村民税が非課税又は減免 世帯
- 保護者の年間の全収入が生 活保護世帯の基準額の1.5倍 以下

[学力の基準]

学力の基準は適用しない

貸与開始年度の前年の11月

予約採用

高等学校等へ進学予定者が奨学金を予約する 制度で、入学の前年の7月から9月に募集します。

在学採用

在学生を対象に4月から5月中旬に募集します。

緊急採用(高等学校等奨学金・修学旅行費等奨学金のみ)

在学生を対象に、家計が急変し修学が困難になった場合願い出 により受け付けます。

● 大学奨学金申込者の中から 公益財団法人 里見奨学会(給付)へ 若干名を推薦します。

大学奨学金

伊藤※

- ①保護者等が県内に住所を有 する者
- 難な者
- 望する者

「家計の基準」

保護者の所得金額が当奨学会 の定める基準額以下であること

「学力の基準】

高等学校における評定平均値 が3.0以上

※伊藤隼・マサ代・孝子奨学金



予約採用

から12月に募集します。



申込み手続き

- 高等学校等奨学金の応募者は在学する学 校に、大学奨学金の応募者は直接当会に、 奨学生願書等の必要な書類を提出してくだ さい。用紙等は学校にあります。
- 高等学校等奨学金予約採用の場合、詳しく は、中学校の担当の先生に相談してください。

省与

- 貸与月額は次のページの貸与額の表をご 覧ください。
- 高等学校等奨学金奨学生・通学費等奨学 金奨学生には、当会が貸与を認めた月か ら、原則として在学学校の修業年限が終わ る月まで、年6回に分けて本人名義の口座に 振り込みます。
- 入学支度金奨学生については入学年度に、 修学旅行費等奨学金奨学生については修 学旅行実施年度に、1回のみ本人名義の口 座に振り込みます。
- 大学奨学金奨学生には、正規の最短修業 期間、年3回に分けて本人名義の口座に振 り込みます。

貸与中の手続き

- 高等学校等奨学金奨学生・通学費等奨学 金奨学生は、毎年学校に奨学金継続願を提 出し、適格認定を受けなければなりません。 これを怠った場合は奨学金を廃止します。
- 大学奨学金奨学生が引き続き貸与を希望 する場合は、奨学金貸与継続願及び進級 証明書又は在学証明書を当会に提出しな ければなりません。これを怠った場合は奨 学金を廃止します。
- 振込口座の変更、住所の変更、休学、転学、退 学等の異動があった場合は届出が必要です。





- 貸与が終了したときは、返還誓約書(借用証 書)を提出しなければなりません。その際、 連帯保証人2名が必要です。1名は保護者 (父母兄姉等)、他の1名は世帯を別にし独立 して生計を立てている有職者で、返還誓約書 (借用証書)作成時65歳以下の者(おじ、お ば、知人等)を選定してください。未成年者等 保証能力のない人は認められません。
- 返還は貸与が終了した月の6か月経過後に、 半年賦又は月賦のいずれかの方法により、 □座振替で開始されます。返還途中での繰 上げ返還もできます。
- 奨学金の貸与終了後も、引き続き在学する場 合及び卒業後進学又は留学した場合、又は 傷病や災害などで返還が困難になった場合 は、状況に応じて返還猶予の制度もあります。

返還金は、後輩奨学生の奨学金として直 ちに活用されるものです。計画的に返還 をしていただきます。

奨学金の返還を延滞したときは、分割で はなく一括返還を求めます。

また、法律に基づく手続きにより返還を 強制することになります。

その他届出筝

奨学生であった者は、本人及び連帯保証人 の氏名、住所、職業など重要な事項に変更 があったとき、または連帯保証人を変更す るときは届出なければなりません。

